



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 132/2021年12月号

発行日：2021年12月22日

12月に入ってから我が国の新型コロナウイルスの新規感染者数は、比較的抑制された状態で推移していますが、7日から12日にかけて入国した男女15人が新型コロナの変異株「オミクロン株」に感染していることが確認され、本稿執筆時オミクロン株への感染が確認されたのは32人となっています。人への感染力の強さや伝播性の上昇、ワクチンの効果への影響など、懸念される点も多いようですが、今までと変わらずに、3密の回避、手洗いうがいの徹底、こまめな換気、マスクをしっかりと付けたり等の基本的な対策は今までと変わらずに行って、楽しい年末年始を迎えたいところです。今回の12月号で今年も最後になります。本年も1年間、ご購入いただき有難うございました。

I. 最新情報（2021年11月1日～2021年11月30日）

1. 業種別委員会

	種類	タイトル	内容	適用時期等
2021年 11月19日	公開 草案	「業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、次の監査基準委員会報告書の改正に伴い、これらとの整合性を図るため、業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」の見直しを行ってまいりました。 監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(2021年1月14日) 監査基準委員会報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」(2021年6月8日) このたび、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2021年12月 20日
2021年 11月30日	実務 指針	「「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士	日本公認会計士協会(業種別委員会)では、2021年11月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、「「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正等を受けた業種別委員会実務指針の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。	2022年4月1 日以降他

		法の改正等を受けた業種別委員会実務指針の改正について」の公表について		
--	--	------------------------------------	--	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 11月19日	公開 草案	「学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会では、企業会計審議会の「監査基準の改訂に関する意見書（2020年11月6日付け）の公表、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正を受けて、関連する監査基準委員会報告書を改正しました。</p> <p>これを踏まえ、学校法人委員会では、学校法人の理事者又は設立準備委員会等が「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠し作成した財産目録に対する公認会計士による監査における監査上の取扱い及び監査報告書の文例について、所要の見直しを図り、検討を進めてまいりました。</p> <p>このたび、当委員会での検討を終えたため、「学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」（公開草案）を公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	意見募集期限 2021年12月 20日

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし。

5. IT 関係 (IT 委員会)

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 11月17日	公 開 草案	「IT委員会研究報告第34号「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q&A」の改正」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(IT委員会)では、リモートワークの定着化及び顕在化した課題への対応等として、従来のIT委員会研究報告第34号「IT委員会実務指針第4号「公認会計士業務における情報セキュリティの指針」Q&A」の見直しを進めており、このたび見直しを終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2021年12月 17日
2021年 11月19日	お 知 らせ	「EDINETで提出する監査報告書の欄外記載について(お知らせ)」の公表について	日本公認会計士協会(IT委員会)では、2021年11月19日付けで「EDINETで提出する監査報告書の欄外記載について(お知らせ)」を公表しましたので、お知らせいたします。	—

6. その他(会計制度委員会等)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 11月17日	公 開 草案	「財務諸表の監査及びレビュー業務、保証業務並びに合意された手続業務に関連する公表物の体系及び起草方針に関する論点の整理」の公表について	2019年起草方針において一定の整理はなされたものの、主に以下の点について、いまだ関係者間における理解に不整合が生じているおそれがあります。 <ul style="list-style-type: none"> 当協会の各委員会において公表される実務指針等と監査基準委員会報告書との対応関係 各公表物の規範性の有無 上記を踏まえ、2019年起草方針を更新するとともに、業務に関する報告物の新たな体系及び起草方針を定めることとしました。 <p>今回の見直しは、公表物の体系に関する大きな変更であることから、慎重に検討を進めるため、公開草案として具体的な案を示す前に、まずは見直しの方針案を「論点の整理」として公表し意見募集を行うこととしました。</p>	意見募集期限 2021年12月 17日
2021年 11月19日	研 究 報告	「専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関	日本公認会計士協会(監査・保証実務委員会)では、2021年11月15日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」	—

		する実務指針」及び監査・保証実務委員会研究報告第29号「専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に係るQ&A」の公表について	及び監査・保証実務委員会研究報告第29号「専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に係るQ&A」を公表いたしましたのでお知らせいたします。	
2021年 11月29日	意見	IASB 公開草案「IFRS 実務記述書「経営者による説明」に対するコメントについて	2021年5月に国際会計基準審議会（IASB）から、公開草案「IFRS 実務記述書「経営者による説明」」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（企業情報開示委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2021年11月22日付けで提出しましたのでお知らせいたします。	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

株式報酬制度について

1. 株式報酬制度の導入動向

コーポレートガバナンス・コードを受けて、日本の上場企業では株式報酬制度の導入が進んできました。株式報酬制度を導入した企業は、2021年6月総会までで、全上場企業の約50%（2000社弱）に達しており、今後も更に増えることが見込まれています。

コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）より

【原則4-2 取締役会の役割・責務（2）】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な起業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多面的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な起業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

【補充原則4-2①】

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬の割合を適切に設定すべきである。

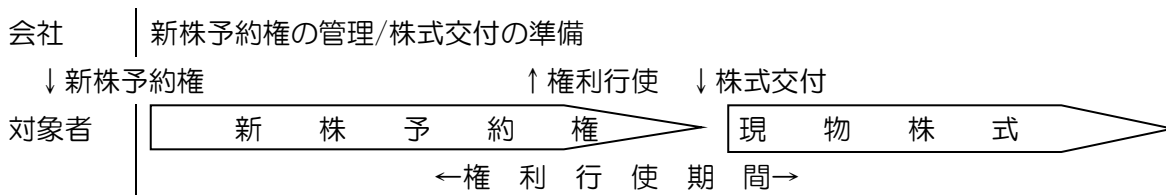
2. 株式報酬型インセンティブ・プランの種類

従来は、実務上導入が難しかった直接交付タイプの代替策として、ストックオプションや株式交付信託が採用されてきました。その後、税制改正等を経て直接交付タイプが導入可能となり、最近では急拡大しています。

【間接交付タイプ】

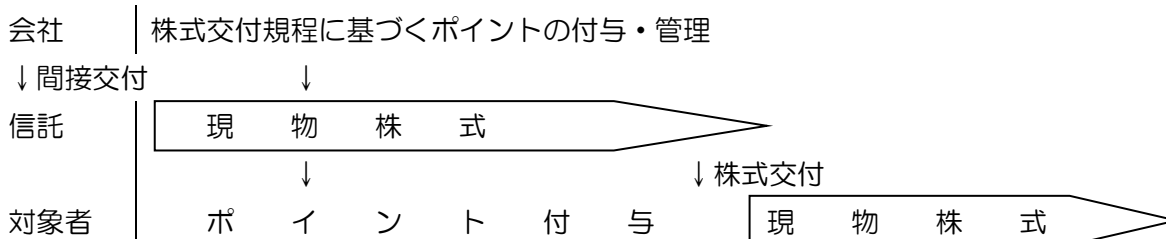
<ストックオプション>

- ・ 自社株式をあらかじめ設定した権利行使価格で取得できる新株予約権を付与。



<株式交付信託>

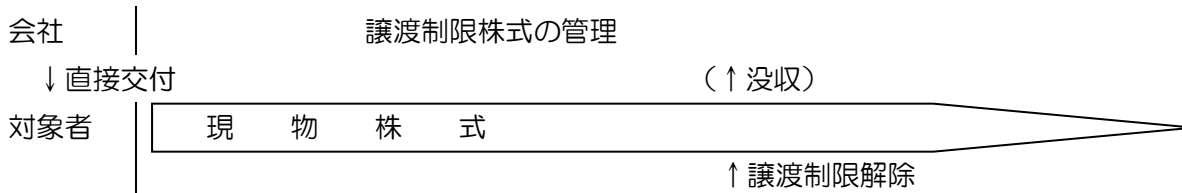
- ・ 自社株式の信託を設定。
- ・ KPIの達成等に応じて対象者にポイントを付与し、一定期間経過後、ポイントに応じた株式を交付。



【直接交付タイプ】

<RS（リストラクテッド・ストック、譲渡制限付株式報酬）>

- ・ 譲渡制限付きの自社株式を対象者に交付。
- ・ ある一定期間経過後、譲渡制限を解除。



<PSU（パフォーマンス・シェア・ユニット、業績連動型株式報酬）>

・一定の時期に、KPIの達成度等に応じて決定された数の自社株式を対象者に交付。



3. 株式報酬制度の比較

(1) 会社側

	RS 譲渡制限付株式報酬	PSU 業績連動型株式報酬	株式交付信託	ストックオプション
KPI 条件	可	可	可	可
損金算入	可	可	可	可
キャッシュアウト	不要	不要	数年分まとめて当初に発生	不要
コスト	不要	株式報酬の公正価値算定費用	信託の組成・運営費用	新株予約権の公正価値算定費用
インサイダー取引の留意	株式付与時点で必要	株式付与時点で必要	信託設定時点で必要	新株予約権付与時点で必要

(2) 対象者側

	RS 譲渡制限付株式報酬	PSU 業績連動型株式報酬	株式交付信託	ストックオプション
導入当初の保有株式数	増加	増加しない	増加しない	増加しない
導入当初の議決権・受取配当	有	無	無	無
課税タイミング	選択不可 (譲渡制限解除時)	選択不可 (株式交付時)	選択不可 (株式交付時)	選択可能 (権利行使時)
納税資金の手当	納税資金相当分を金銭で準備	納税資金相当分を金銭で支給することが可能	信託内で換価した上で金銭で支給される	納税資金相当分を金銭で準備

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703